

平成 28 年度予算編成方針及び予算要求要領について

■本市の平成28年度予算について、予算編成方針及び予算要求要領を決定したので、お知らせいたします。

■予算編成方針及び予算要求要領を受け、各部課等では予算要求書の作成に取りかかるものであり、その提出期限を11月27日までとしています。

■その後、例年2月に開催予定の市議会定例会への提案に向け、1月末頃を目途に予算編成作業を進める予定です。

【予算編成方針の概要】

- (1) 復旧・復興事業を最重要課題としながら、現在策定中の本市地方創生総合戦略の取り組みと併せて、復興交付金や各省庁の補助金などを最大限活用し、より迅速で効率的な事業執行が図られるよう事業精査を行いながら予算編成を進める。
- (2) 限られた財源を有効に配分するため、通常事業については、事業の「選択と集中」を徹底し、優先度や効率性の高い事業に重点的に予算配分を行うとともに、重点施策の推進や復興事業の進捗に合わせた効率的な事務執行体制を整えるための組織機構改革や事務事業の縮減・廃止等を検討することとし、併せて施設の統廃合や民間譲渡・委託の検討も進めることとする。
- (3) 手厚い財源措置のある復旧・復興事業においても、一部地方負担のあるものや将来の財政負担が懸念されるものがあることから、事業実施の選択を行っていく。

【予算要求要領の概要】

- (1) 復旧・復興事業については、国・県の補助金や交付金、震災復興特別交付税等を最大限に活用できるよう関係機関等と調整を図り、事業実施に係る地方負担や将来の財政負担についても十分に勘案した上で予算要求すること。
- (2) 経常的経費については、特別な場合を除き、平成27年度当初予算額（一般財源ベース）を要求上限とする。ただし、要求にあたっては、必要性や効果、優先度を厳密に判断し経費の節減に努めること。
- (3) 政策的経費については、復旧・復興事業に人員及び財源を集中させる必要があることから、事業の必要性や効果、優先度を厳密に判断したうえで要求すること。

平成 28 年度予算編成方針について

本市では、東日本大震災の発生以来、震災からの復旧・復興を最優先課題としながら、厳しい財政状況にも対応した予算編成を行ってきました。

なかでも災害公営住宅整備事業、土地区画整理事業など大規模な復興関連事業は、未だ進捗中であり、被災者の生活再建や産業の本格復興に向け、なお継続的に市を挙げた取り組みが必要となっています。

一方、国においては、平成 27 年度までの集中復興期間終了後、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間で復興・創生期間と位置付け、引き続き財政支援が行われることとなりましたが、復興事業の経費の一部について、地方負担を求めることとしており、また、人口減少、超高齢化という課題に対し、地域の特徴を活かした「地方創生」の取り組みも求められています。

このことから、本市では平成 28 年度においても、復旧・復興事業を最重要課題としながらも、現在策定中の本市地方創生総合戦略の取り組みと併せて、復興交付金や各省庁の補助金などを最大限活用し、より迅速で効率的な事業執行が図られるよう事業精査を行いながら予算編成を進めることとします。

歳入については、市勢の基本となる人口の流出に歯止めがかからず、本年 8 月末現在の住民基本台帳人口は 66,991 人と去年同期比で 835 人減となっており、市税等の自主財源が落ち込むことが予想されます。さらに平成 27 年度の国勢調査人口も同様の落ち込みが見込まれることから、同調査人口を算定の基礎数値とする、普通交付税の大幅な減額が避けられない状況にあります。これらのことから、本市の財政運営は長期的に非常に厳しいものとなり、中期財政見通しで示したとおり、毎年度発生する歳入不足について財政調整基金取崩しにより補てんせざるを得ない状況が続くものと見込まれます。

このような中で限られた財源を有効に配分するため、通常事業については、事業の「選択と集中」を徹底し、優先度や効率性の高い事業に重点的に予算配分を行うとともに、重点施策の推進や復興事業の進捗に合わせた効率的な事務執行体制を整えるた

めの組織機構改革や事務事業の縮減・廃止等を検討することとし、将来的な人口構成を見据え、施設の統廃合や民間譲渡・委託の検討も進めることとします。また、手厚い財源措置のある復旧・復興事業においても、一部地方負担のあるものや将来の財政負担が懸念されるものがあることから内容を精査の上、事業実施の選択を行っていきます。

以上を本市の平成 28 年度当初予算編成に当たっての方針とし、具体的な留意点等については、別紙予算要求要領によることとします。

平成28年度予算要求要領

平成28年度の当初予算については、「平成28年度予算編成方針」を示しているところであるが、予算の要求に際しては、次の要領に従うこと。

1 復旧・復興事業

平成28年度を初年度とする5か年は、新たに国が定めた復興・創生期間となるが、国・県の補助金や交付金、震災復興特別交付税等を最大限に活用できるように関係機関等と調整を図り、事業実施に係る地方負担や将来の財政負担についても十分に勘案した上で予算要求すること。

2 一般的事項

- (1) 当初予算要求は、年間所要額を積算の上、要求すること。（復旧・復興事業以外は、制度改正や新たな災害発生等の状況変化を除き、原則として歳出に係る年度途中の予算補正は行わない。）
- (2) 経常的経費については、特別の事情がある場合を除き、平成27年度当初予算額（一般財源ベース）を要求上限とする。ただし、要求にあたっては、必要性や効果、優先度を厳密に判断し経費の節減に努めること。
- (3) 人件費、法定の扶助費、公債費及び債務負担行為に伴う経費等の義務的経費は、所要額を要求するものとする。

なお、契約更新時にあたる長期継続契約については、あらためて仕様の見直しを行うなど、内容を精査の上、見積もること。

- (4) 平成27年度に引き続き復旧・復興事業に人員及び財源を集中させる必要があることから、政策的経費については、事業の必要性や効果、優先度を厳密に判断したうえで要求すること。特に、同一事業を長期（5年以上）にわたり実施している場合、事業内容の見直しや終期設定を検討すること。

なお、新規事業の要求にあたっては、既存事業の廃止、見直しを併せて検討する（スクラップ・アンド・ビルド）とともに、原則、庁議及び政策調整会議に諮ること。

- (5) 社会保障関係経費など、年度途中において基準改定が見込まれる事業については、平成27年度の実績見込みを基礎として積算することとし、確定後に補正予算で改訂による差額分を要求すること。
- (6) 緊急雇用創出事業で行っている事業については、一部事業について平成28年度も実施できる見込みであるが、補助対象外となった事業で性質上継続して実施する必要がある事業については、政策的経費で要求すること。
- (7) 要求にあたっては、適切な受益者負担、国・県の補助金・交付金や民間団体等による助成金の導入、交付税措置のある事業の優先的实施を検討するなど、歳入の確保に十分配慮すること。

3 歳入に関する事項

(1) 市 税

平成26年度の収納実績や平成27年度の課税状況を見極め、今後の国の税制改正等の動向や経済情勢の推移等を十分勘案し、過大・過小とならない額を見込むこと。また、課税客体の的確な把握と収納率の向上に意を用いること。

(2) 使用料・手数料及び負担金

適正な料金設定と収納率向上に努め、震災に係る減免等を踏まえた金額とすること。

(3) 国・県支出金

国・県の政策動向を把握し、確実な収入見込額を要求すること。

(4) 財産収入

財産貸付収入については、適正な額を見積ること。特に、無償貸付しているものについては、その妥当性をあらためて確認し、有償貸付への切替を検討すること。

財産売払収入については、処分可能な財産は適正な価格での売却に努めることとし、その見通しを踏まえた予算見積とすること。

(5) 寄附金

ふるさと納税も含め、勧誘や呼びかけを引き続き行っていくこと。

(6) 諸収入

震災による減収等を考慮し、前年度実績の把握と見直しを行い、年間見込み額を見積ること。

(7) 市 債

後年度において地方交付税措置されるものなど、より有利な起債を優先して活用すること。

(8) その他

各項目を通じ、過大な見積りや不確定な要求をしないこと。

4 歳出に関する事項

(1) 人件費

(ア) 報酬については、条例による報酬額を基礎とし、また、日額報酬及び費用弁償は、日数等を最小限度で見積ること。また、嘱託職員の通勤手当相当額を併せて要求すること。

(イ) 職員給与費については、ワーク・ライフ・バランスの観点にも立って、時間外勤務の縮減に努めるとともに、平成27年度の退職者数及び平成28年度の採用予定者数等を勘案し要求すること。

(2) 物件費

(ア) 賃金については、通勤手当相当額を併せて要求し、社会保険料は必要

に応じ要求すること。また、雇用保険料は、年一回払いとなっており、平成27年度で賃金を補正予算措置したものの等の雇用保険料は、平成28年度払いとなるので留意すること。

(イ) 旅費については、過去の実績を踏襲することなく、各種団体等が県外等で開催する形式的な総会等には出席しないなど、その節減に努めること。

また、費用弁償については、日額報酬等と整合性を取ることに。

(ウ) 委託料については、内容を精査の上見直しを行い要求すること。

(エ) 備品購入費については、現有備品の効率的活用と共有化を図り、最小限度の要求とすること。

(オ) 市の地球温暖化防止に向けた率先行動計画に基づく行動指針も踏まえ、こまめな消灯やカラー印刷の抑制、エコドライブの率先実施などにより光熱水費や燃料費等の需用費の削減に努めること。また、役務費、使用料及び賃借料についても、特定財源の有無に関わらず、なお一層の事務処理の簡素化・合理化を進め徹底した節減に努めること。

(3) 事業費等

行政の役割や費用対効果などを踏まえ、安易に前年度の例を踏襲することなく、継続事業でも事業内容の見直しや終期設定等に取り組むこととし、前年度の特異要因については、必ず減算を行うこと。

(ア) 普通建設事業については、震災復興計画に基づく事業を優先し、事業内容、事業効果、将来にわたる財政負担を十分検討し、国・県支出金等の特定財源を最大限活用し要求すること。

また、継続事業であっても、事業内容や実施年度の見直し並びに事業費の圧縮に努め、事業等の選定も含め、部内での検討・調整を十分行うこと。

(イ) 災害復旧事業については、国等の災害査定状況を踏まえ必要額を要求すること。なお、原状回復を原則とすること。

(ウ) 事務費が見込める補助事業等については、補助事務費を確保するとともに、可能な限り人件費に充当すること。

(エ) ソフト事業については、震災復興計画に基づく事業を優先し、庁内で十分検討の上、要求すること。

(4) 負担金・補助及び交付金

負担金等については、原則として震災復興計画に基づくものを除き前年度より削減に努めること。

各種団体への補助については、単に前年度と同額という要求ではなく、当該団体の平成27年度の活動状況や収支状況などを確認し、補助額の積算根拠を明示すること。特に前年度からの繰越金額が市補助金額を上回るものについては、補助金の削減を行うこと。なお、長期にわたり継続的に行っている

ものや用途・目的を定めていないものについては、補助金の終期設定や用途・目的を定めた補助への切り替えに努めること。

(5) その他

前各号を通じ、緊急性に欠ける経費は要求しないこと。

また、予算要求書の作成に当たっては、各節についての積算根拠を明確にし、過大見積りをしないこと。

5 特別会計及び企業会計

一般会計の予算編成に準ずるものとし、震災の影響により使用料等が減収する場合は、国等の補てん財源を活用するとともに、経費の節減に努め、経営の健全化に努めること。

なお、災害復旧工事に係る一般会計の繰出金については、「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金」（平成27年4月14日付総財公第76号総務副大臣通知）に基づき要求すること。

平成28年度以降についても、会計独立の原則に立ち返り、安易に一般会計からの繰り入れを求めないように努めること。

6 予算要求書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成27年11月27日（金） 〆切厳守
- (2) 提出先 総務部財政課財政係
- (3) 提出部数 1部（片面刷り）